

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月 31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市東成区三丁目8番36号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） F C M株式会社 代表取締役会長 松尾 基			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	3台	0台	0台	3台
	冷蔵機器及び冷凍機器	2台	0台	0台	2台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	フロン排出抑制法に基づき、点検を実施する。 点検時期になると担当者に通知が行く体制を取っている。			
	廃棄時	第二種業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者へ委託する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検を実施済み。			
	廃棄時	フロン排出抑制法に従い、工程管理制度に基づいた手順で冷媒用代替フロンが回収されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	なし				
特記事項	なし				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。